

令和4年度豊島区食品衛生監視指導計画 実施結果

食品衛生法第24条の規定に基づき令和4年度豊島区食品衛生監視指導計画の実施結果を公表します。

【概要】

監視指導

監視指導計画で定めた重点監視施設に対して簡易検査を実施し、食品や器具類の衛生的な取扱いを指導するとともに、食品衛生講習会を実施しました。

監視指導件数5,920件（年間立入予定件数15,000件）

収去検査

細菌検査は、検査予定数250検体に対し149検体実施し、食品衛生法（成分規格）に違反する検体はありませんでした。

化学検査は、検査予定数180検体に対し127検体実施し、食品衛生法に違反する検体はありませんでした。

食中毒・苦情の発生状況

区内の施設を原因とする食中毒は、6件発生しました。病因物質の内訳はアニサキス3件、カンピロバクター2件、ノロウイルス1件でした。また、苦情は174件でした。

食品衛生講習会等

営業者及び消費者への講習会を23回実施し、参加者数は1,150名でした。

食の安全推進事業として、食育イベントへの参加や街頭相談懸垂幕の掲示等を実施し、食の安全の普及啓発に努めました。

[1] 食品関係営業施設数及び監視指導数

(1) 食品衛生法に規定する営業

食品衛生法に基づき公衆衛生に与える影響が著しい飲食店等について許可、届出の受理及び監視指導を行いました。なお、令和3年6月1日に食品衛生法等の一部を改正する法律が施行され、新たな営業許可制度とともに営業届出制度が新設されました。

□改正前食品衛生法第52条に規定する営業

(単位：件)

区分	新規	更新	廃業	施設数	監視指導数	
合計			1,294	5,757	1,578	
飲食店営業	旅館・ホテル		14	80	6	
	バー・キャバレー		105	484	38	
	一般飲食店		818	3,379	610	
	民生食堂		0	0	0	
	すし屋		24	85	70	
	そば屋		30	102	59	
	仕出し屋		8	31	20	
	弁当屋		26	154	86	
	そう菜屋		22	179	89	
	コンビニエンス等		1	1	0	
	移動		1	2	1	
	臨時		1	7	16	
	許可ある集団給食			26	143	146
	自動車			18	78	0
	自動販売機			1	1	0
	天ぷら船			0	0	0
	屋形船			0	0	0
小計			1,095	4,726	1,141	
喫茶店営業	店舗		17	84	13	
	自動販売機		11	6	0	
	自動車		3	7	0	
	小計		31	97	13	
菓子製造業	パン製造業		23	117	54	
	生菓子製造業		35	118	67	
	その他の菓子製造業		39	264	57	
	移動		0	1	0	
	臨時		0	1	4	
	自動車		5	14	0	

	小計			102	515	182
	あん類製造業			0	1	0
	アイスクリーム類製造業			13	61	29
	乳処理業			0	0	0
	特別牛乳搾取処理業			0	0	0
	乳製品製造業			2	4	2
	集乳業			0	0	0
乳類販売業	専業			0	0	0
	ショーケース売り			0	0	0
	自動販売機			0	0	0
	自動車			0	0	0
	小計			0	0	0
	食肉処理業			5	19	17
食肉販売業	一般			12	122	45
	包装			0	0	0
	自動販売機			0	0	0
	自動車			0	0	0
	小計			12	122	45
	食肉製品製造業			1	13	6
魚介類販売業	一般			13	79	91
	包装			0	0	0
	自動車			0	0	0
	小計			13	79	91
	魚介類せり売営業			0	0	0
	魚肉練り製品製造業			1	3	2
食は品の冷蔵冷凍業又	冷凍業			0	5	0
	冷蔵業			0	0	0
	小計			0	5	0
	食品の放射線照射業			0	0	0
	清涼飲料水製造業			0	0	0
	乳酸菌飲料製造業			0	0	0
氷雪製造業	氷雪製造業			0	0	0
	〃（自動角氷製造機）			0	0	0
	〃（自動販売機）			0	0	0
	小計			0	0	0
	氷雪販売業			0	0	0
食用油	動物性油脂			0	0	0

油脂製造業	植物性油脂			0	0	0
	小計			0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業				0	0	0
みそ製造業				0	0	0
しょうゆ製造業				0	1	1
ソース類製造業				0	3	1
酒類製造業				0	3	0
豆腐製造業				4	7	19
納豆製造業				0	0	0
麺類製造業				2	17	12
そうざい製造業				13	79	17
缶詰又は瓶詰食品製造業				0	0	0
添加物製造業				0	2	0

(注) 令和3年6月1日以降に許可が満了となる施設は、改正前食品衛生法に基づく許可の更新ではなく、改正後食品衛生法に基づく許可を新規で取得している。

□改正後食品衛生法第55条に規定する営業

(単位：件)

区分		新規	更新	廃業	施設数	監視指導数
合計		1,609	0	322	2,528	2,448
飲食店営業	一般飲食店	1,368	0	284	2,136	2,021
	集団給食	27	0	0	41	47
	自動車	36	0	2	57	43
	簡易	1	0	0	1	1
	移動	1	0	0	1	2
	臨時	3	0	0	4	3
	天ぷら船	0	0	0	0	0
	屋形船	0	0	0	0	0
	小計	1,436	0	286	2,240	2,117
調理の機能を有する自動販売機		3	0	0	5	3
食肉販売業		13	0	1	35	36
魚介類販売業		10	0	2	24	46
魚介類競り売り営業		0	0	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0
食肉処理業	一般	6	0	0	7	10
	自動車	0	0	0	0	0
	小計	6	0	0	7	10

食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
菓子製造業	88	0	27	123	144
アイスクリーム類製造業	9	0	4	10	18
乳製品製造業	1	0	0	2	1
清涼飲料水製造業	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	2	0	0	2	2
水産製品製造業	0	0	0	1	0
冰雪製造業	0	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	0	0	0	0	0
酒類製造業	1	0	0	3	1
豆腐製造業	3	0	0	6	8
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	6	0	1	12	21
そうざい製造業	29	0	0	50	35
複合型そうざい製造業	0	0	0	2	2
冷凍食品製造業	1	0	0	2	2
複合型冷凍食品製造業	1	0	1	1	1
漬物製造業	0	0	0	2	0
密封包装食品製造業	0	0	0	0	0
食品の小分け業	0	0	0	1	1
添加物製造業	0	0	0	0	0

□改正後食品衛生法第57条に規定する営業等

(単位：件)

区分	新規	廃業	施設数	監視指導数	
合計	385	257	2,569	1,822	
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業（包装）	0	50	102	11
	食肉販売業（包装）	2	53	125	15
	乳類販売業	4	60	375	39
	冰雪販売業	0	1	8	0
	コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）	47	14	290	2
	小計	53	178	900	67
販	弁当販売業	11	2	52	14
	野菜果物販売業	16	3	75	32
	米穀類販売業	1	0	17	0
	通信販売・訪問販売による販売業	4	0	7	0

販売業	コンビニエンスストア	19	12	233	33
	百貨店、総合スーパー	15	3	102	716
	自動販売機による販売業（※1）	16	7	133	1
	その他の食料・飲料販売業	190	41	794	831
	小計	272	68	1,413	1,627
製造・加工業	添加物製造・加工業（※2）	0	0	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0	1	0
	コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。）	11	0	25	6
	農産保存食料品製造・加工業	0	0	0	0
	調味料製造・加工業	5	1	23	3
	糖類製造・加工業	0	0	0	0
	精穀・製粉業	0	0	21	0
	製茶業	0	0	0	0
	海藻製造・加工業	0	0	1	0
	卵選別包装業	0	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業	6	1	12	0
	小計	22	2	83	9
上記以外のもの	行商	13	0	21	4
	集団給食施設	17	3	110	92
	器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂製に限る。）	1	0	2	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0	0	0
	その他	1	0	1	0
	小計	32	3	134	96
公衆衛生に与える影響が少ない営業	6	6	39	23	

（※1） コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。

（※2） 法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥肉の衛生水準を確保するため、食鳥処理施設の許可及び監視指導を行いました。なお、区内の食鳥処理施設はすべて年間処理羽数が30万羽以下の小規模食鳥処理業です。

(単位：件)

区分	新規	廃業	施設数	監視指導数
食鳥処理施設	0	1	3	3

(3) 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（ふぐ取扱所）

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ取扱所の認証申請の受理及び監視指導を行いました。特に冬期において、死亡率の高いふぐによる食中毒の未然防止に努めました。なお、令和4年4月1日に条例が改正され、ふぐ加工製品取扱届出制度が廃止されました。

(単位：件)

区分	新規	廃業	施設数	監視指導数
ふぐ取扱所	9	10	58	60

(4) 豊島区食品衛生法施行細則に規定する営業

食品の安全を確保するため豊島区食品衛生法施行細則により営業の届出の受理及び監視指導を行いました。なお、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う営業届出制度の新設により、生食用食肉取扱い報告を除き、この細則の届出業種は食品衛生法に基づく届出業種等に包含されました。

(単位：件)

区分	新規	廃業	施設数	監視指導数
生食用食肉取扱い報告	2	3	7	9

[2] 食品・器具・容器包装等の検査

(1) 収去検査

区内で製造、販売及び流通している食品等について収去検査を実施しています。

規格基準等が定められていない食品については、東京都の「一斉収去検査成績に基づく対応」に準じて、検査結果の程度に応じた指導を行いました。

令和4年度は、13件について口頭指導等の改善指導を行いました。なお、「否」は食品衛生法違反です。

(単位：件)

区分	細菌検査 (※1)		化学検査 (※2)	
	検体数	否	検体数	否
合計	149	0	127	0
魚介類	17	0	7	0
魚介類加工品	5	0	5	0
冷凍食品	0	0	0	0
肉・肉類及び同加工品	13	0	4	0
乳・乳製品	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	9	0	0	0
穀類・同加工品	9	0	9	0
野菜類・果実及び同加工品	18	0	15	0
菓子類	27	0	35	0
清涼飲料水	0	0	1	0
酒精飲料	0	0	2	0
氷雪・水	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	29	0
そう菜及びその半製品	24	0	2	0
弁当類	27	0	0	0
その他の食品	0	0	18	0
添加物	0	0	0	0
拭取り・検便	0	0	0	0
器具・容器包装・玩具	0	0	0	0

(※1) 細菌検査（ウイルスを含む）：細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、0157等

(※2) 化学検査：食品添加物、農薬、酸価、過酸化価、揮発性塩基窒素、重金属等

(2) 簡易検査

調理器具、従業員の手指及び食品について、衛生水準の維持・向上を図るため、現場等で簡易検査を行い、その結果に基づき、食品・器具類の取扱い、施設の管理等について指導しました。

① 細菌検査

業態別の一斉検査の際に、大腸菌群、黄色ブドウ球菌等の検査を行いました。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出した場合です。

(単位：件)

区分	総数	適	不良
合計	120	113	7
手指	0	0	0
器具類	120	113	7
食品	0	0	0

② 化学検査等

ATP拭き取り検査、検鏡等による目視確認、官能検査等を868件行いました。

[3] 特別監視指導

(1) 一斉監視

食中毒多発期の夏期と、多種多様な食品が短期間に流通する年末において、食中毒の原因となりやすい食品の収去検査と業種別の一斉監視を都区共同で行いました。また、講習会を行い、食中毒の未然防止に努めました。

	夏期 (6~8月)	歳末 (11~12月)
監視件数	1,617件	854件
収去検査品目数 (否となった品目数)	58 (0)	42 (0)
講習会実施数 (参加人数)	11回 (520名)	4回 (232名)

(注) 「否」は食品衛生法違反。

(2) 休日、夜間営業施設監視

土日、祝日には、縁日・祭礼等で臨時営業等の施設が多数出店しています。そのため、これらの施設についても監視指導を行いました。また、ふぐ取扱所等の営業施設については、夜間にかけて監視指導を行いました。

	回数 (回)	監視指導数 (件)
夜間、休日監視指導件数	10	91

(3) 表示指導

食品の表示は、消費者が食品を選ぶ際に、貴重な情報源となっています。そのため、食品表示法では、包装された加工食品に、食品添加物・アレルギー物質・遺伝子組換え食品・期限表示・保存方法等の表示が義務付けられています。不適正な表示の食品が流通することのないように、監視指導を行いました。

(単位：件)

監視品目数		6,352
表示 違反	合計	10
	無表示	0
	期限表示	2
	添加物	0
	その他	9

(4) 輸入食品対策

食生活の多様化などにより、国内で消費される食品のうち、輸入食品は、カロリーベースで6割を占めています。そのため、輸入食品の監視及び収去検査を行い、その安全性確保に努めました。

なお、「否」は食品衛生法違反です。

(単位：件)

区分	細菌検査 (※1)		化学検査 (※2)	
	検体数	否	検体数	否
合計	8	0	99	0
魚介類	8	0	7	0
魚介類加工品	0	0	0	0
冷凍食品	0	0	0	0
肉・肉類及び同加工品	0	0	0	0
乳・乳製品	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0
穀類・同加工品	0	0	0	0
野菜類・果実及び同加工品	0	0	15	0
菓子類	0	0	25	0
清涼飲料水	0	0	1	0
酒精飲料	0	0	2	0
氷雪・水	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	29	0
そう菜及びその半製品	0	0	2	0
弁当類	0	0	0	0
その他の食品	0	0	18	0
添加物	0	0	0	0
拭取り・検便	0	0	0	0
器具・容器包装・玩具	0	0	0	0

(注) 表の数値は「[2]食品・器具・容器包装等の検査」の内、輸入食品に係る再掲

(※1) 細菌検査 (ウイルスを含む) : 細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、0157等

(※2) 化学検査 : 食品添加物、農薬、酸価、過酸化価、揮発性塩基窒素、重金属等

[4] 食中毒・苦情

食中毒や苦情の届出があった場合には、その原因施設及び食品等の調査を行いました。また、原因が営業者にある場合には、施設及び食品等の取扱いについて改善指導を行い、事故の再発防止に努めました。

(1) 食中毒・苦情に伴う検査

食中毒・苦情の原因を究明するため、食品、調理器具、従業員の手指、患者のふん便等の検査を行いました。

(単位：件)

区分		検体数
合計		283
細菌	食品・水	26
	拭取り（器具・手指等）	95
	ふん便・吐物等	64
	その他	5
ウイルス	食品・水	0
	拭取り（器具・手指等）	0
	ふん便・吐物等	87
	その他	0
化学	食品・水	4
	容器・器具	0
	その他	0
寄生虫		2

(2) 食中毒関連調査

区外で調査している食中毒及びその疑いについて、関係保健所からの依頼により、区内の患者及び施設の調査を行いました。

調査件数(件)	調査対象者数(人)	調査施設数(軒)
50	64	47

(3) 保菌者関連調査

腸管出血性大腸菌及びサルモネラの散発患者が発生した場合、区内の患者及び患者利用施設の調査を行いました。

調査対象者数(人)	調査施設数(軒)
12	50

(4) 苦情処理

苦情には、異物混入、腐敗・変敗、カビの発生等の食品に関するものと、取扱い又は施設に関するものがあります。「有症苦情」とは、下痢、嘔吐、発熱等の食中毒症状を呈したが、食品が原因と断定できなかったものです。

区分	苦情処理数	
合計	174	
苦情内容	異物混入	25
	有症苦情	59
	腐敗・変敗	4
	カビの発生	1
	異味・異臭	6
	取扱い不良	24
	施設不良	29
	その他	26

[5] 不利益処分

食中毒発生の原因施設に対する営業停止や、規格基準に違反があった食品等に対する販売禁止等の不利益処分を行いました。

処分月日	患者数	業種	原因食品	処分内容	原因物質
令和4年7月29日	2	飲食店営業	会食料理（焼鳥を含む）	営業停止	カンピロバクター
令和4年8月29日	1	飲食店営業	ヒラメ刺身	営業一部停止	アニサキス
令和4年12月15日	1	飲食店営業	しめ鯖、ブリの刺身を含む会食料理	営業停止	アニサキス
令和4年12月28日	12	飲食店営業	12月10日、12日に当該施設で提供された会食料理	営業停止	ノロウイルス
令和4年3月20日	1	飲食店営業	イワシの寿司	営業停止	アニサキス

処分月日	業種	違反食品	処分内容	違反内容
令和5年2月2日	食品の輸入業	冷凍養殖かえる	販売禁止命令	エンロフロキサシン及びフラゾリドンの検出

[6] 講習会等

(1) 講習会等

食品取扱従事者及び消費者を対象に、講習会等を行い、食品衛生知識の向上に努めました。また、令和5年3月からは食品等事業者を対象とした動画を作成し、配信を開始しました。

食品関係営業者		消費者	
回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)
22 (1)	957 (74)	1	193

(注) () 内は、動画配信における実績を計上 (内数)。なお、回数は四半期ごとに1回、参加者数は動画視聴回数を1人として計上している。

(2) 食の安全推進事業

広く区民に食の安全を普及・啓発するため、食中毒予防に関するイベントへの参加及び食中毒の多発時期に池袋駅東口の百貨店への懸垂幕の掲示等を行いました。

内容	参加人数 (人)
街頭相談 (※)	631
知って防ごう食中毒 (食育イベント)	835
中央図書館特集展示	2 (回)
懸垂幕の掲示	2 (回)

(※) 令和4年度には、イケサンパークファーマーズマーケット内SDG'sブースに出展し、手洗いチェック及びパネル展示等を行った。

[7] 食品衛生推進員活動

令和元年度から活動を休止しています。

[8] 豊島区食品衛生監視指導計画

令和5年度の豊島区食品衛生監視指導計画の策定においては、豊島区パブリックコメント制度により、消費者及び事業者からの意見を反映し、策定の過程の公平性及び透明性を確保しています。

パブリックコメント制度により受理したご意見、質問・・・1件